



海老名市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 16 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社 テラオカ 代表取締役 阿部 義和	東京都台東区今戸 1 - 18 - 14

2 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等

(1) 海老名市手数料条例（昭和 40 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 11 号及び 12 号に定める手数料

(2) 海老名市市税条例（平成 29 年条例第 25 条）第 45 条第 8 項、第 46 条第 6 項及び第 10 項に定める手数料

(3) 海老名市自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和 46 年規則第 15 号）第 7 条に定める手数料

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで



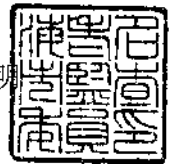
海老名市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 16 日

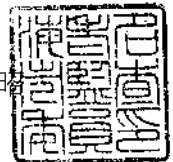
海老名市監査委員

雨宮 徳明



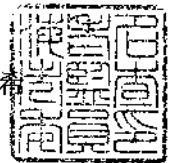
海老名市監査委員

清水 晴



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市長室 シティプロモーション課
- 2 監査の実施日 令和8年3月24日
- 3 監査結果の公表日 令和8年3月30日(海老名市監査委員告示第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例第1条の規定により、その他の本市の収入を納期限までに完納しない者があるときは、市長は納期限後の20日以内に督促状を発しなければならないとあるが、有料広告料について納付期限後20日経過後、督促状の発送をしていないものが1件あった。	納入通知書の納期限があることを念頭に入金状況の定期的な確認を行います。また、毎月の歳入予算整理簿において収入済額の内訳を必ず確認し、収入未済があるものは相手先へ完納しているか否かの確認を行います。そのほか、納期限までに入金がない場合には広告掲載の決定を取消し、未納が生じないよう対応します。